

令和 2 年 8 月 21 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「業種別監査委員会報告第 24 号『銀行業における金融商品会計
基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い』の改正について」
(公開草案) 等に対する意見について

今般、標記公開草案（令和 2 年 7 月 22 日公表）に対する意見を別紙のとおり
取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「業種別監査委員会報告第24号『銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い』の改正について」(公開草案)に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	—	オープンポートフォリオとクローズドポートフォリオの前提の違いについて	企業会計基準委員会(ASBJ)の実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を踏まえて、貴会の業種別監査委員会報告第24号の改正をご検討いただくにあたっては、同実務対応報告が認める範囲での特例的な取扱いを同24号にも反映することと理解しているが、一方で、オープンポートフォリオかクローズドポートフォリオか、ASBJと貴会同24号とではヘッジ取引のそもそもの前提が異なるため、かかる前提の違いを考慮したうえで改正案を検討いただきたい。	同24号の趣旨は、銀行業に適用対象を絞ったうえで、その業務実態の特殊性に鑑み、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」では明文で容認されていないオープンポートフォリオのヘッジ会計を特に認めるものと解されるため。 特に、同24号2.(5)にある「小口多数の金銭債権債務を有する銀行業においては、個々の金銭債権債務から生じるキャッシュ・フローを個別に検証することが困難な場合があるため、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係によりヘッジ有効性の評価を行うことがある」、あるいは同24号2.(7)にある「予定取引を含め、ヘッジ対象期間において金利変動による利息キャッシュ・フローの変動リスクを有するヘッジ対象資産又は負債が存在するのであれば、個別取引まで指定する必要はない」とは、まさにオープンポートフォリオのヘッジ会計を容認する趣旨と解される。
2	3.(2)	恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準について	3.(2)において「恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準(例えば、必ず3営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施すること等)を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、連結会社間取引及び内部取引から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする。」と定められている。 今回、「6. LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」において、ASBJの実務対応報告に準じたヘッジの有効性評価に関する特例的な取扱いが提案されているところ、対外カバー取引の基準も当該特例的な取扱いに準じた条件緩和を行うことが可能か確認させていただきたい。	例えば、JPY TIBORベースの内部取引に対し、JPY LIBORベースの対外カバー取引を指定している場合、LIBOR改革の影響により対外カバー取引はTONAベースの取引にフォールバックされる。その際に、対外カバー取引の基準によっては、TIBOR-TONAのINDEXの相関性が認められない場合、対外カバー取引の基準を満たさず、対外カバー取引の再指定が必要となり、多大なコストが発生する可能性があるため。
3	6.(2)、(3)	相場変動を相殺するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法(2.(2)関連) キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法(2.(5)関連)	2023年4月1日以降に開始する事業年度において、事後テストの結果、ヘッジ有効性が認められず、6.(2)、(3)の適用期限期限が切れたことで、ヘッジ会計の中止処理を行う場合、繰延ヘッジ損益をヘッジ手段の残存期間・平均残存期間等にわたり適当と認められる科目で損益に配分することができる旨を明示いただきたい。	24号は、オープンポートフォリオを前提とした定めである以上、ヘッジ中止時点でヘッジ対象は多数の契約群によって構成される。したがって、ヘッジ中止以後、ヘッジ中止時点でヘッジ対象であった契約について、認識の中止の有無などを個々にトレースし続けることは困難であるため。

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
4	6.(2)、(3)	<p>相場変動を相殺するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法(2.(2)関連)</p> <p>キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法(2.(5)関連)</p>	<p>2023年3月31日以前に終了する事業年度までの間、ヘッジ対象およびヘッジ手段の対応関係についてヘッジ文書を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続できる旨を明示いただきたい。</p>	<p>24号6.(2)および(3)の取り扱いに期限が設けられている以上、ヘッジの当初意図を維持しつつ、期限後もヘッジの有効性が認められるようにするためには、2023年3月31日以前に終了する事業年度までに、既存のヘッジ手段についてヘッジ指定を解除したうえで、他のヘッジ対象に対して、当該ヘッジ手段を再指定せざるを得ない可能性がある(下記の例を参照)。</p> <p>その際、キャッシュフローを固定するヘッジ会計を適用していた取引について、ヘッジ指定を解除し、相場変動を相殺するヘッジ会計を適用した場合、ヘッジ会計の中止に該当する懸念があるが、かかるヘッジ会計の中止は企業の責に帰せないと考えられるため、左記のとおり、2023年3月31日以前に終了する事業年度までの間、ヘッジ会計の適用を継続できる旨を明示いただきたい。</p> <p><例></p> <p>【当初意図】TIBOR+信用スプレッドの運用(①貸出金[固定金利]+②金利スワップ)に対し、③短期調達(LIBOR参照)を機動的に見直し、金利指標間の水準差および、その変動リスクを享受することで、利鞘を最大化する。</p> <p>【リスク管理】①貸出金と③短期預金から発生する金利リスクを、②の金利スワップで削減する。金利指標間の水準差から生じるリスクをモニタリングする。</p> <p>【会計処理】③をヘッジ対象(予定取引を含む)、②をヘッジ手段としてキャッシュフローを固定するヘッジ会計を適用する。</p> <p>⇒③の参照金利がLIBORからTONAに移行したとき、②TIBORと③TONAとを比較した結果、有効性を充足しない可能性がある。</p> <p>この対処として、②の参照金利をTIBORからTONAに置き換えた場合、ヘッジ有効性は充足するが、金利指標間の水準差が移行時スプレッドとして固定されてしまい、当初意図を実現できない問題が生じる。金利指標間の水準差を固定せず、当初意図を実現するためには、②のヘッジ指定を解除後、新たに①をヘッジ対象、②をヘッジ手段として相場変動を相殺するヘッジ会計を適用する必要があるが、この場合、ヘッジ会計の中止に該当する懸念がある。</p>
5	6.(3)	<p>キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法について</p>	<p>24号改正案6.(3)では「2.(5)の定めにかかわらず、金利指標置換前におけるヘッジ有効性評価の事後テストに関して、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計を継続することができる」と述べており、これはASBJの実務対応報告の趣旨を反映したものと理解できるが、オープンポートフォリオのヘッジ会計における適用方法が定かでないことから、これを明確化していただきたい。</p>	<p>オープンポートフォリオのヘッジ会計においては、2.(5)および2.(7)のとおり、包括ヘッジのグループとして適格なヘッジ対象残高を把握すれば足り、個々の取引まで特定してヘッジ指定することは求められない。一方、包括ヘッジ対象として、例えば一定の期間内に金利更改があるLIBOR参照貸出金をグルーピングする実務があるが、このグルーピングでは、新規の適格取引流入や、既存取引のはく落(期落ち・期限前返済等)が随時生じることになる。かかるヘッジ指定の方法を前提にしたとき、グルーピングされたLIBOR参照貸出金が事後的にリスク・フリー・レート(以下「RFR」という。)等の新金利指標に置換された場合にもヘッジ会計適用を認める趣旨での改正案6.(3)と理解しているが、RFRを参照する取引を当初認識した場合に、これもヘッジ対象の適格なグルーピングに加えることができるか、すなわち改正案6.(3)の適用対象となるか明確でない。</p> <p>仮に、これが適用対象とならないならば、オープンポートフォリオのヘッジ会計を認める24号の趣旨を没却することになると懸念され、銀行業としては反対を表明する。すなわち、同じRFRを参照する取引でも、当初はLIBORを参照していた取引なのか、当初からRFRを参照する取引なのかの違いだけで、個別取引単位で管理する実務運用が新たに必要となるため、実質的にはオープンポートフォリオのヘッジ会計が制約されることになり、これは銀行の業務実態を踏まえた同24号からの大きな後退として、深刻な懸念を表明せざるを得ない。また、かかる実務運用を行うためのシステム開発等にも相応の時間・予算を要すると考えられるが、改正案が2023年3月31日以前に終了する事業年度までの暫定措置であることとの比較衡量から、これら負担を回避できる選択肢として、オープンポートフォリオのヘッジ会計を引き続き容認する方向での検討を求めたい。</p>

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
6	6.(4)	キャッシュ・フローを固定するヘッジにおける包括ヘッジの要件について	6.(4) キャッシュ・フローを固定するヘッジにおける包括ヘッジの要件(2.(6)関連)において、「ヘッジ対象の同一グループ内の全ての資産又は負債について、金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができることとする。」と提案されている。 この点、動的な包括ヘッジの場合、ヘッジ対象だけではなく、ヘッジ手段についても、参照金利がLIBORから順次RFRへフォールバックしていく、または当初からRFRを参照する金融商品がヘッジ手段の金融商品群に組み入れられるということが想定される。この場合、ヘッジ手段の参照金利が各通貨の特定されたRFR(日本円の場合のTONA、米ドルの場合のSOFR、英ポンドの場合のSONIA等。また、現在構築中のターム物RFRを含む。)である場合には、包括ヘッジを適用可能としていただきたい。	米ドルを例にとると、ARRC(Alternative Reference Rates Committee)が2021年7月からLIBOR建て取引を原則行わないよう通知している状況のなか、ヘッジ手段である金利スワップも順次SOFR建てへの移行が進むことが想定される。6.(4)では、ヘッジ対象について、順次LIBORからRFRへ移行し、移行中はLIBORとRFRがヘッジ対象のポートフォリオの中で併存する取扱いを許容していると思われるが、ヘッジ手段についても同様の事象が想定されるため、このような場合でも包括ヘッジを適用可能としていただきたい。
7	6.(5)	ヘッジ会計の終了の認識方法に対し、LIBOR改革に伴うヘッジ対象の変動等を考慮した基準の緩和措置について	6.(5) 予定取引の対象において、「ヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するに当たって、金利指標置換前においては、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けずLIBORから変更されないとみなすことができるとされている。」と提案されている。この取扱いに従って、LIBORを参照するヘッジ対象を予定取引として取り組んだ場合は、止むを得ず将来の予定取引が過去の発生期別に確定したヘッジ手段残高を下回ったとしても、2023年3月31日以前に終了する事業年度までは、ヘッジの終了とはならないようにしていただきたい。	ヘッジ会計の終了の認識方法については2.(4)に定められているが、LIBORを参照するヘッジ対象を予定取引として取り組んだものの、実際に取引が発生した場合のヘッジ対象の参照金利がRFRとなる等、LIBOR改革の不確実性に起因して、予定取引時からヘッジ対象の変動等が起こりうることから、止むを得ず将来の予定取引が過去の発生期別に確定したヘッジ手段残高を下回ったとしても、ヘッジ終了とはならないような取扱いを可能としていただきたい。また、過去の発生期別に確定したヘッジ手段残高が取引の期限または2023年3月末のいずれか早い時期まで同取扱いが継続されるか確認させていただきたい。

「業種別監査委員会報告第25号『銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い』の改正について」(公開草案)に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	2.(2)	ヘッジ手段となる通貨スワップ取引等について	25号2.(2)の「元本部分と利息部分に適用されるスワップ・レートが合理的なレートである」という部分について、「合理的なレート」には、各通貨の特定されたRFR(日本円の場合のTONA、米ドルの場合のSOFR、英ポンドの場合のSONIA等。また、現在構築中のターム物RFRを含む。)が該当するか確認させていただきたい。	ヘッジ手段である通貨スワップは順次、各通貨の特定されたRFR建ての取引への移行が進むことが想定されるため。

以上